

第6 政令第8条等に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条第1号の区画（政令第8条第1号、省令第5条の2関係）

（1） 政令第8条第1号の区画の構造

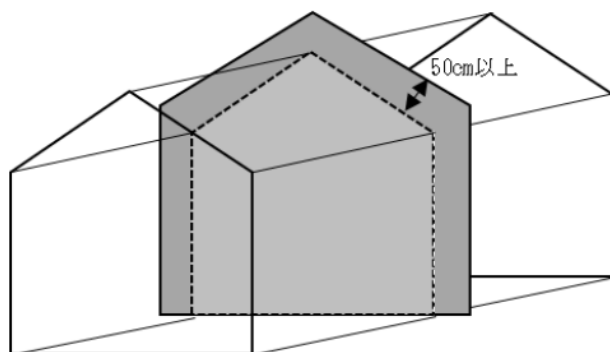
政令第8条第1号に規定する区画（以下「令8.1号区画」という。）の構造については、省令第5条の2によるほか、次に定めるところにより取り扱う。

ア 省令第5条の2第1号に規定する「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネルが該当する。

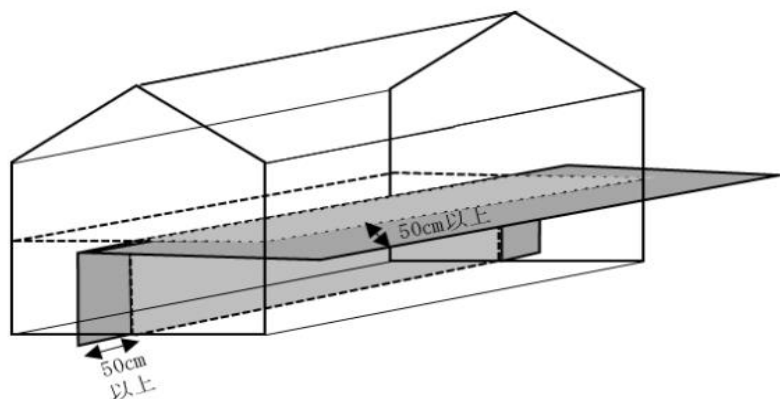
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策を講じること。◆①

イ 省令第5条の2第3号に規定する「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から 50 c m以上突き出していること」については、床の両端が外壁から 50 c m以上突き出していること、壁の両端が外壁から 50 c m以上突き出していること及び壁の上端が屋根から 50 c m以上突き出していること。◆①（第6－1図参照）

外壁及び屋根から 50 c m以上突き出した耐火構造の壁による令8.1号区画の例



外壁から 50 c m以上突き出した耐火構造の壁及び床による令8.1号区画の例

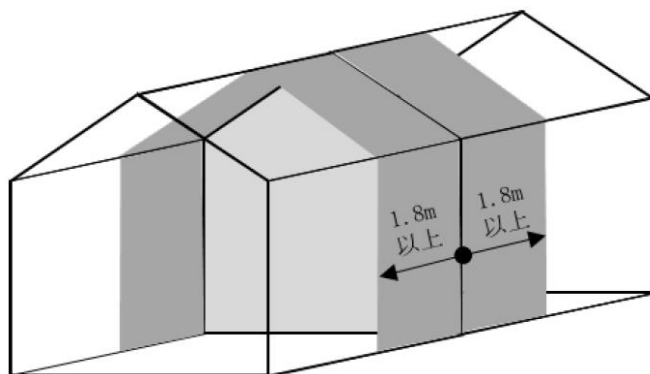


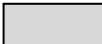
第6－1図

ウ 省令第5条の2第3号ただし書きに規定する「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅 3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ 1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。(第6-2図参照)

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。◆①

外壁面又は屋根面から 0.5m以上の突き出しを設けない場合による令 8.1 号区画の例

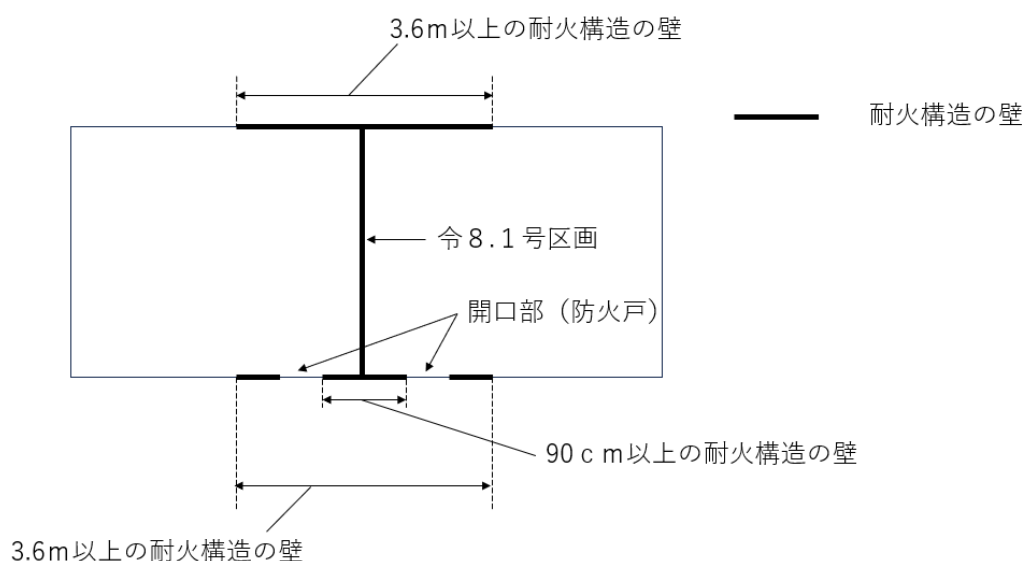


 : 耐火構造の壁等（構造は前アに適合し、2 時間耐火が求められる部分）

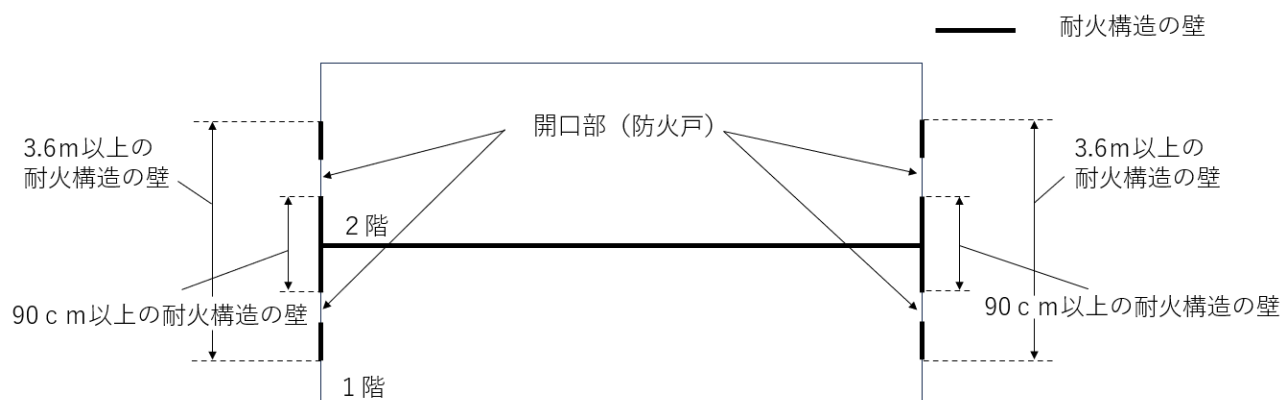
 : 耐火構造の部分（耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りる。）

第6-2図

エ 省令第5条の2第3号ただし書きに規定する「開口部に防火戸が設けられており、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が 90 c m 以上離れていること。」とは第6-3図によること。



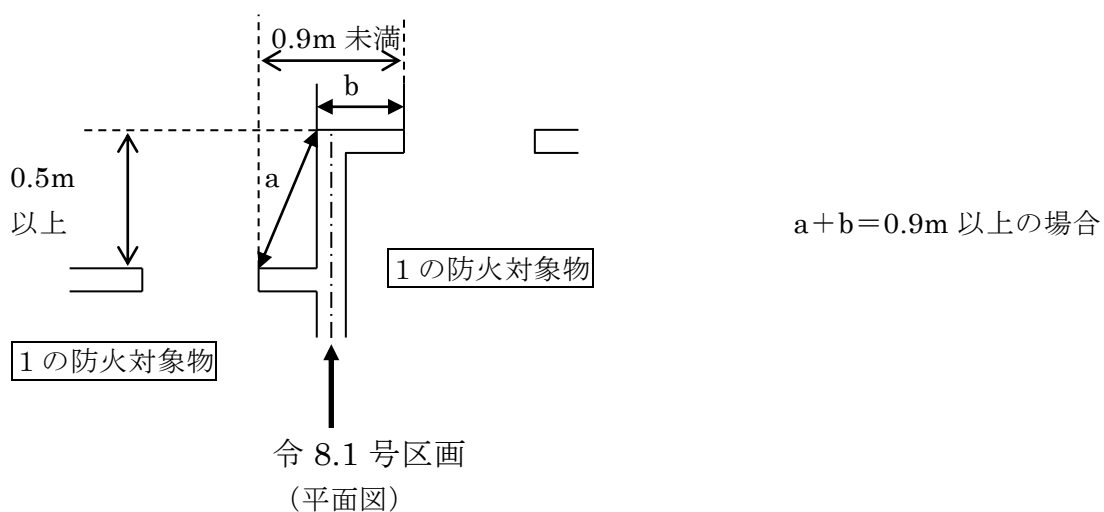
(平面図)



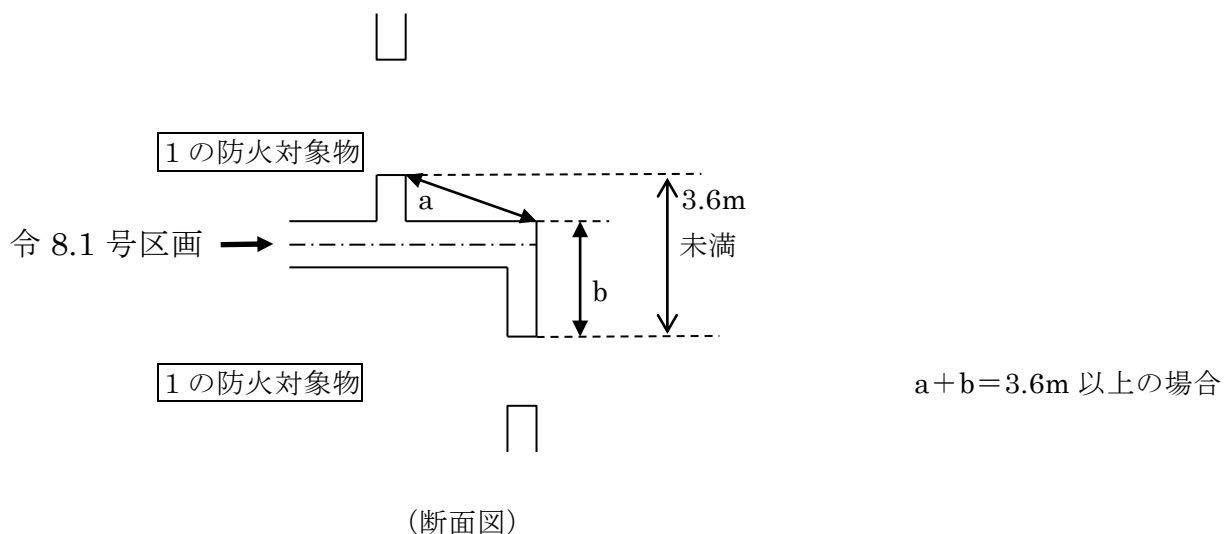
(断面図)

第6－3図

オ 第6－4図及び第6－5図による場合は省令第5条の2第3号に規定する外壁又は屋根からの突き出しとして取り扱うことができる。



第6－4図



第 6 - 5 図

(2) 省令第 5 条の 2 第 3 号イに規定する「開口部が設けられていないこと」については、面積の小さい通気口、換気口であっても設けることができないものであること。◆①

(3) 令 8.1 号区画を配管が貫通する場合においては、省令第 5 条の 2 第 4 号によるほか次によること。

ア 令 8.1 号区画を貫通させることができる配管は第 6 - 1 表に適合するもの、又は消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたもの（以下「性能評定品」という。）であること。

イ 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。◆①

ウ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が 300mm の円の面積以下である場合、省令第 5 条の 2 第 4 号ただし書きに規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

◆①

第 6－1 表 配管が令 8.1 号区画を貫通している場合の政令第 8 条の適用

配管材質	令 8.1 号区画を貫通している場合の適用条件
鋼 管 等	1 鋼管及び鋳鉄管を使用する範囲 令 8.1 号区画を貫通している部分及びその両側 1m 以上の範囲は、2 に掲げる鋼管等とすること。 2 鋼管等の種類 (1) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管) (2) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) (3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) (4) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管) (5) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) (6) JIS G 5525 (排水用鋳鉄管) (7) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) (8) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) (9) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) (10) WSP 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管) (11) WSP 032 (排水用ノンタルエポキシ塗装鋼管) (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管) (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管) (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管) ※ JWWA：日本水道協会規格、WSP：日本水道鋼管協会規格 3 貫通部の処理 (1) セメントモルタルによる方法 ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。 イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんすること。 ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。 (2) ロックウールによる方法 ア JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充てん密度 150kg/m³以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充てん密度 150kg/m³以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充てんすること。 イ ロックウール充てん後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。(次 4 の図－3 又は図－5 参照。なお、配管の表面から 150mm の範囲に可燃物が存しない場合、図中の被覆材は不要。)

4 可燃物への着火防止措置

配管の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、(1) 又は (2) の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

ア 被覆材

ロックウール保温材（充てん密度 150kg/m^3 以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆等

(ア) 床を貫通する場合（図－1、図－2 又は図－3 参照）

a 鋼管等の呼び径 100mm 以下のもの

貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆すること。

b 鋼管等の呼び径 100mm を超え 200mm 以下のもの

貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から 30cm の範囲には、もう一重被覆すること。

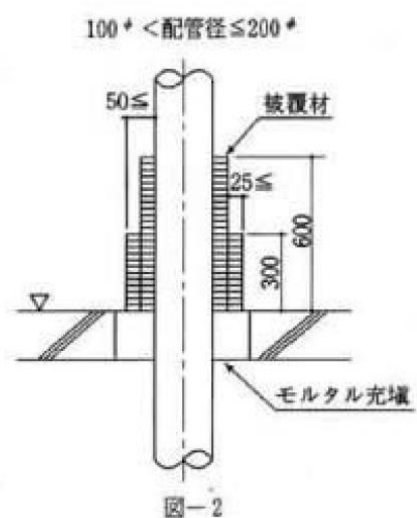
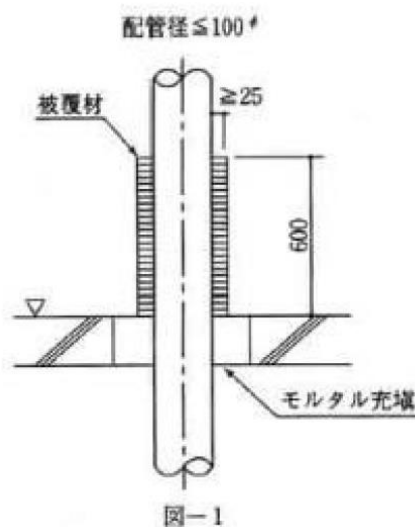
(イ) 壁を貫通する場合（図－4 又は図－5 参照）

a 鋼管等の呼び径 100mm 以下のもの

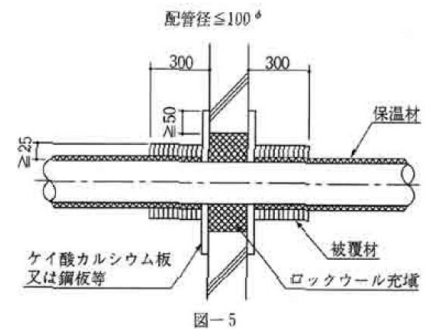
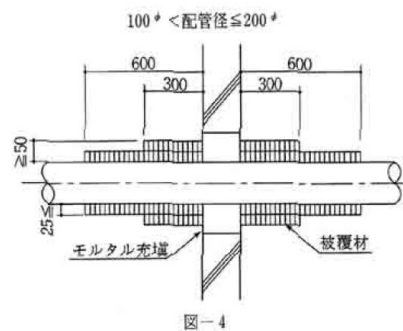
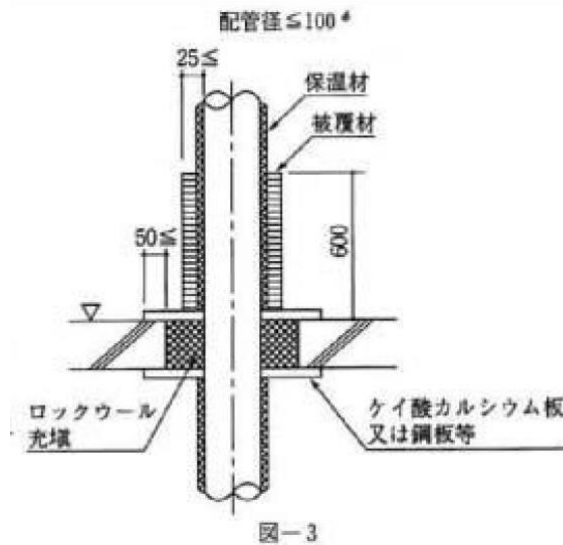
貫通部の壁の両面から左右 30cm の範囲に一重に被覆すること。

b 鋼管等の呼び径 100mm を超え 200mm 以下のもの

貫通部の壁の両面から左右 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆すること。



鋼 管 等



(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

- ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管の表面から 150mm の範囲内に存する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管の保温

配管を保温する場合にあっては、次の（１）又は（２）によること。

- （１） 保温材として４（１）アに掲げる材料を用いること。
- （２） 給排水管にあっては、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、３及び４の規定について特に留意すること。

6 配管の接続

配管を１の範囲において接続する場合には、次によること。

- （１） 配管は、令 8.1 号区画を貫通している部分において接続しないこと。

鋼 管 等	(2) 配管の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。 ア メカニカル接続 (ア) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。 (イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。 (ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入すること。 (エ) 押し輪又はフランジで押えること。 (オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。 イ 差込み式ゴムリング接続（立管又は横枝管の接続に限る。） (ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。 (イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。 ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。 (ウ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。 (エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。 (オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。 ウ 袋ナット接続 (ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。 (イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。 (ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。 (エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。 エ ねじ込み式接続 (ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパーおねじを切ること。 (イ) 接合剤をねじ部に塗布すること。 (ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。 オ フランジ接続 (ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。 (イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。 (ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。 (3) 耐火二層管以外の管と耐火二層管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。
--------------	--

	7 支持 鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。 8 その他 令 8.1 号区画を貫通する鋼管等が、貫通部から 1m 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。 ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。 イ 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器及び床材で覆われていること。
--	---

(4) 令 8.1 号区画により別の防火対象物とみなす条件

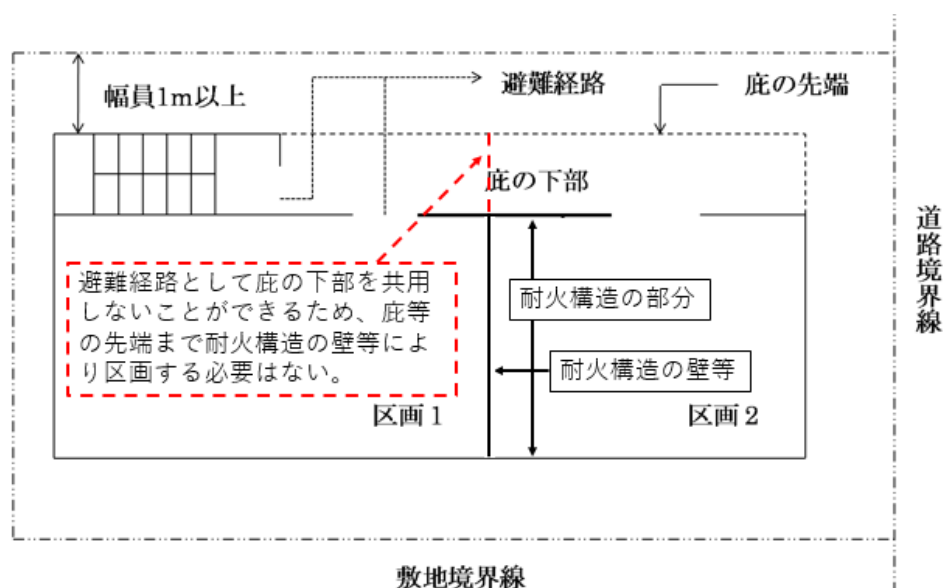
前(1)から(3)までに適合する区画を有するものであっても、原則として防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段等を共用するものは、それぞれを別の防火対象物とみなすことはできない。

防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段等を共用する部分が存するもののうち、令 8.1 号区画により別の防火対象物とみなすことができる防火対象物、又は、別の防火対象物とみなすことができない防火対象物の例を以下に示す。

ア 令 8.1 号区画により別の防火対象物とみなすことができる防火対象物の例

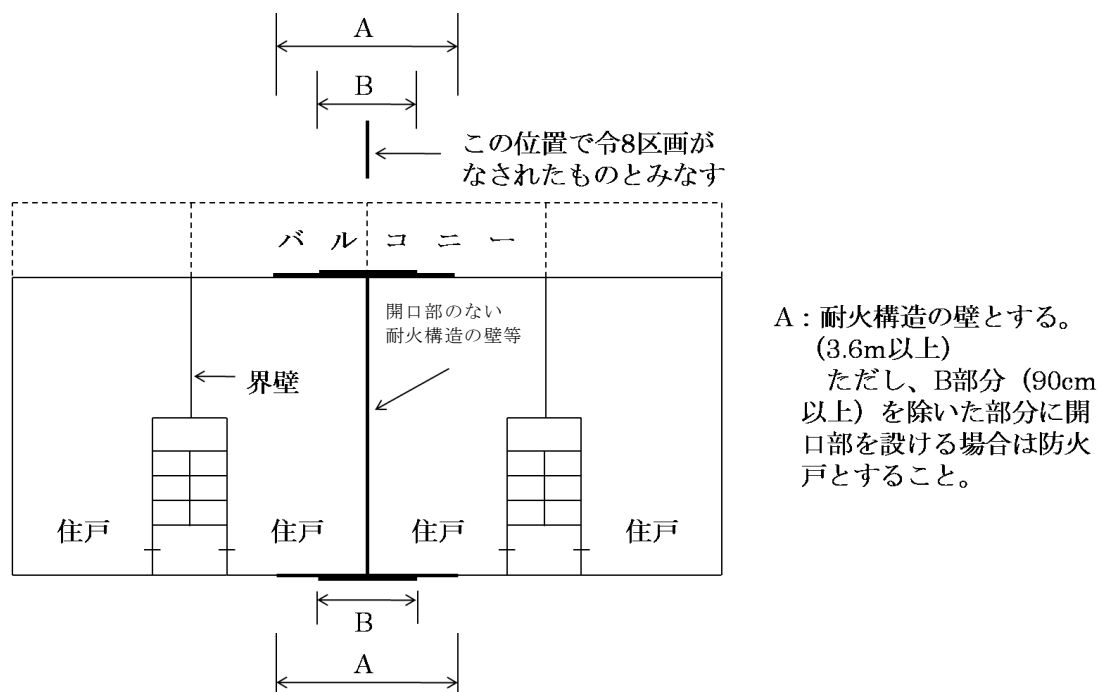
(ア) 令 8.1 号区画された部分の出入口等からの避難経路が、庇等の下部を共用する場合は、庇等の先端まで耐火構造の壁等により区画すること。ただし、庇等の下部が建基法上の床面積に算定されないもので、当該部分を通り抜けても道路まで通じる幅員 1m 以上の避難通路が確保されているものにあつては、この限りでない。(第 6-6 図参照) ★

区画 1、区画 2 及び上階からの避難時に他の区画の前の庇の下部を通らずに道路まで避難できるもの



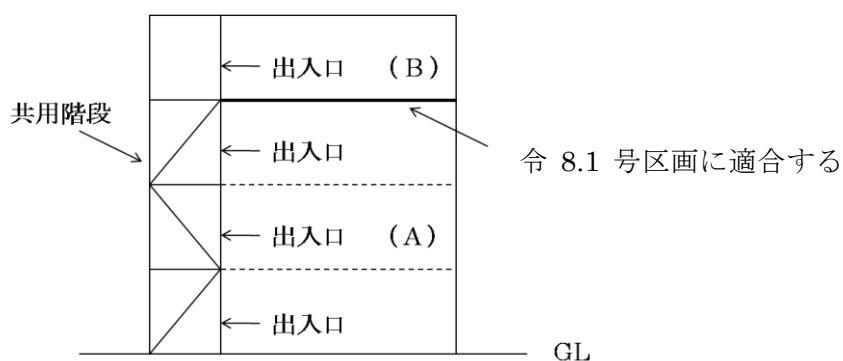
第 6 - 6 図

- (イ) 階段室型共同住宅で、各階段室の系統ごとに住戸相互が令 8.1 号区画されているものについては、バルコニーによって接続されているものであっても、令 8.1 号区画がなされているものとして取り扱うこと。(第 6 - 7 図参照)

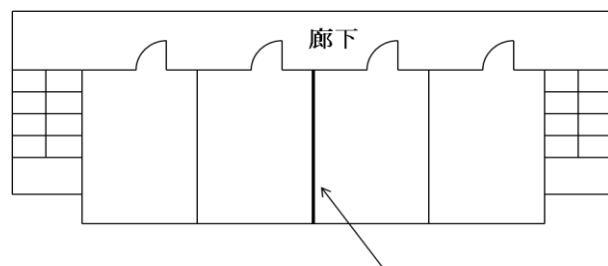


第 6 - 7 図

- イ 令 8.1 号区画により別の防火対象物とみなすことができない防火対象物の例
防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段を共用するものは、当該廊下又は階段を共用する部分とは令 8.1 号区画されていないものとして取り扱うこと。(第 6 - 8 図参照) ◆③
(ア) 階段を共用するものは、令 8.1 号区画されていないものとして取り扱う



(イ) 階段及び廊下を共用するものは、令 8.1 号区画されていないものとして取り扱う



令 8.1 号区画に適合する

第 6－8 図

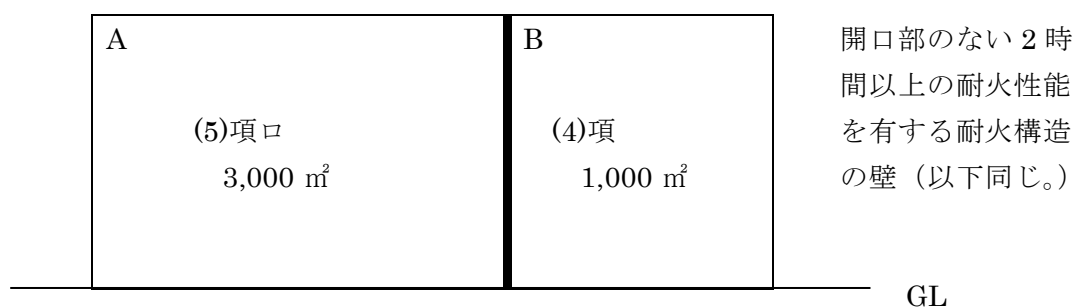
(5) 政令第 8 条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

ア 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。

イ 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕 (16)項イ 4,000 m²

(注)

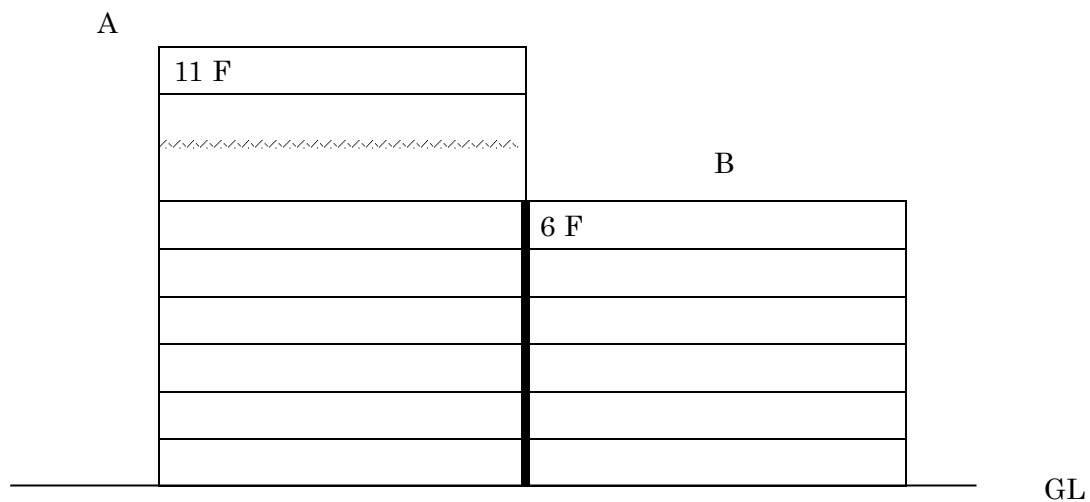


A → 延面積 3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 延面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

ウ 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定に当たっては、下の部分の階数を算入すること。

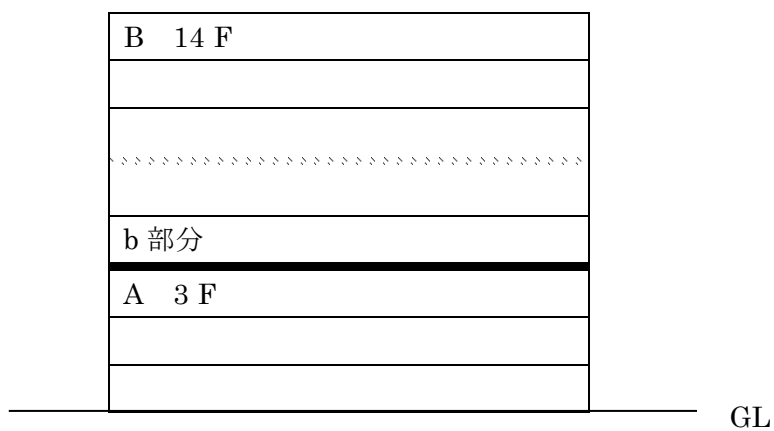
〔例 1〕



A → 階数 11 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 階数 6 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

〔例 2〕



A → 階数 3 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 階数 14 の防火対象物として、また、b 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

(6) 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

〔例1〕

(4)項

A 700 m ²	B 800 m ² 4 F

GL

4階部分の床面積は1,000 m²以上であるが、A、Bは4階で1,000 m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4階には政令第12条第1項第11号を適用しない。

〔例2〕

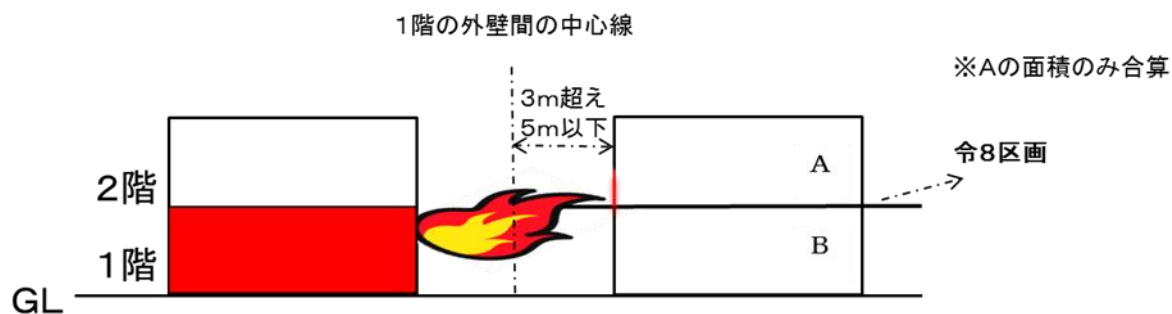
A 300 m ²	B 200 m ²
A' 300 m ²	B' 200 m ²

GL

地階部分の床面積は700 m²以上であるが、(A+A')(B+B')は地階において700 m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

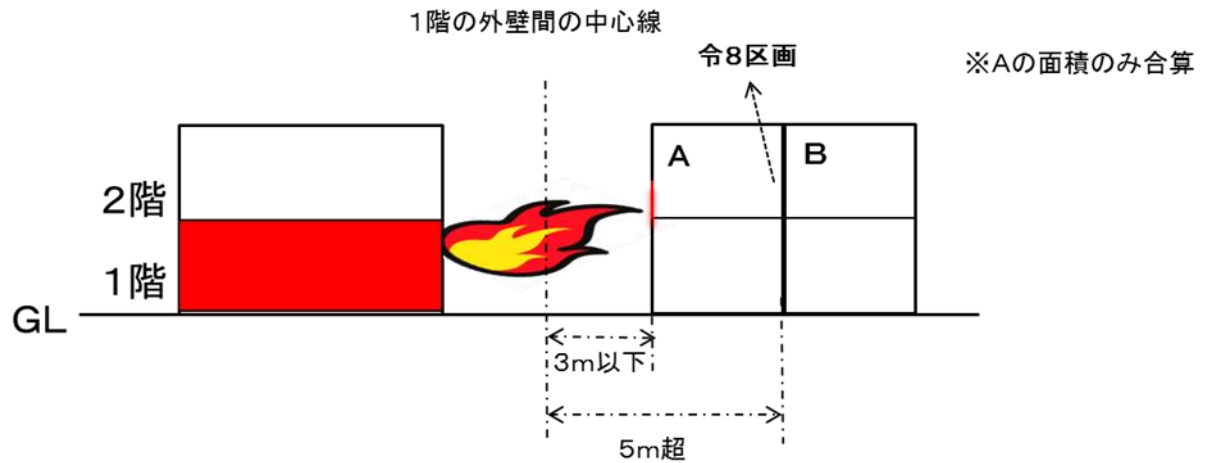
(7) 屋外消火栓設備及び消防用水の取扱い

〔例1〕2階のみ延焼のおそれのある部分に該当



※消防用水にあつては敷地 20,000 m²以上

〔例2〕A部分のみ延焼のおそれのある部分に該当



※消防用水にあつては敷地 20,000 m²以上

ア 屋外消火栓設備（政令第 19 条）

政令第 19 条第 2 項に規定されている距離以下にある区画部分の床面積を設置基準面積の算定に加える。

イ 消防用水（政令第 27 条）

政令第 27 条第 2 項に規定されている距離以下にある区画部分の床面積を設置基準面積の算定に加える。

2 渡り廊下等の壁等の区画（政令第 8 条第 2 号、省令第 5 条の 3 第 2 項第 2 号、令和 6 年消防庁告示第 7 号関係）

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線管その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として 1 棟であること。

ただし、防火対象物において政令第 8 条第 2 号に規定する区画（以下「令 8.2 号区画」という。）のうち、規則第 5 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げるもので、当該規定に基づく 7 号告示第 3 に規定する渡り廊下については、当該規定によるほか、次に定めるところにより取り扱う。

また、渡り廊下等とは、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和 6 年消防庁告示第 7 号（以下「7 号告示」という。））第 2.1 及び第 3 に規定する渡り廊下（以下「渡り廊下」という。）、7 号告示第 2.2 及び第 4 に規定する地下連絡路（以下「地下連絡路」という。）又は 7 号告示第 2.3 及び第 5 に規定する洞道（以下「洞道」という。）をいう。

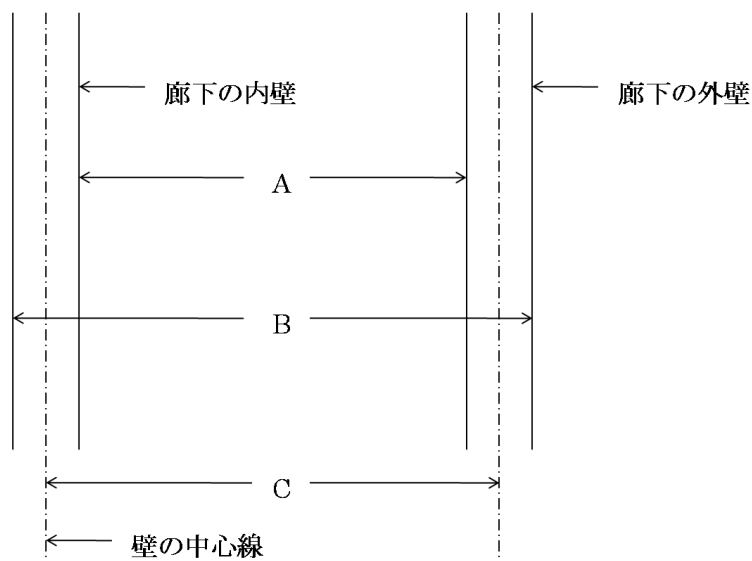
（1） 渡り廊下を構成する壁等の基準（7 号告示第 3）

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途にのみ供され、かつ、可燃等の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。（7 号告示第 3.3）

イ 7 号告示第 3.1 に規定する「渡り廊下の有効幅員」は、第 6－9 図によること。

渡り廊下の有効幅員の算定は A（内壁間の距離）とする



第 6－9 図

ウ 7号告示第3.2に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」について、接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次の（ウ）から（オ）までに適合する場合は、この限りでない。

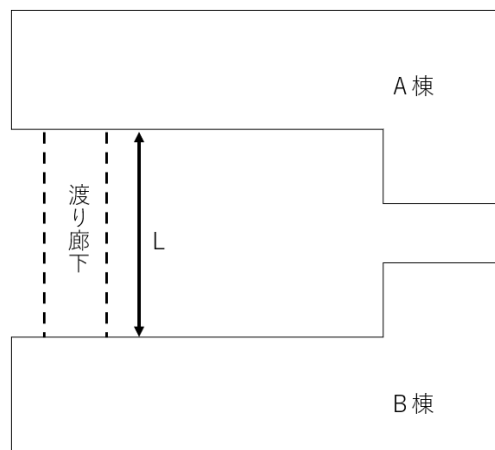
（ア） 直接外気に開放されている廊下（次（オ）. a及びbに適合するもの）を除き、次により指導すること。★

- a 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること。
- b 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。

（イ） 建築物相互間の距離は、次によること。（第6－10図参照）

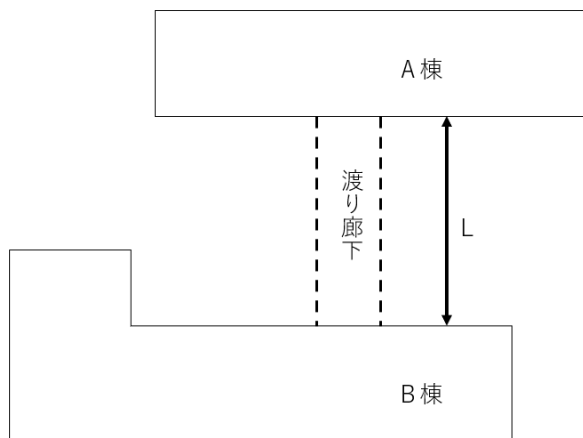
- a 渡り廊下が接続する部分の建築物相互の距離によること。◆①
- b 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。
- c 建築物相互間の距離が、階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。

①



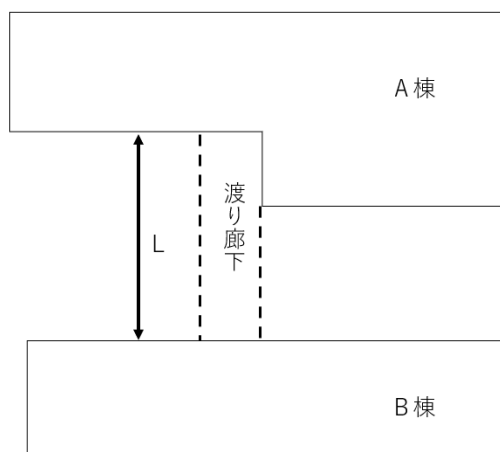
L：建築物相互間の距離

②



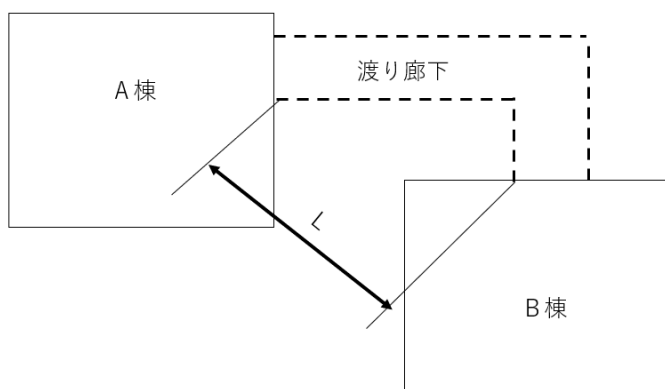
L：建築物相互間の距離

③



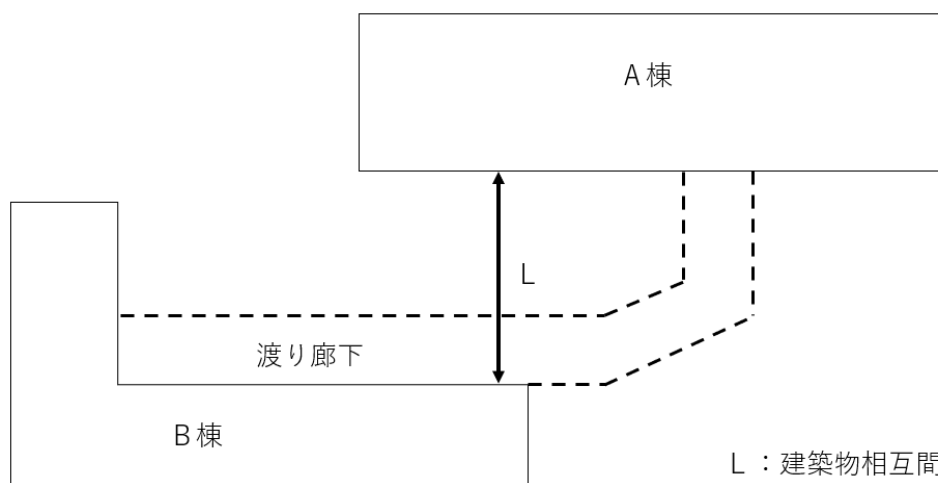
L：建築物相互間の距離

④



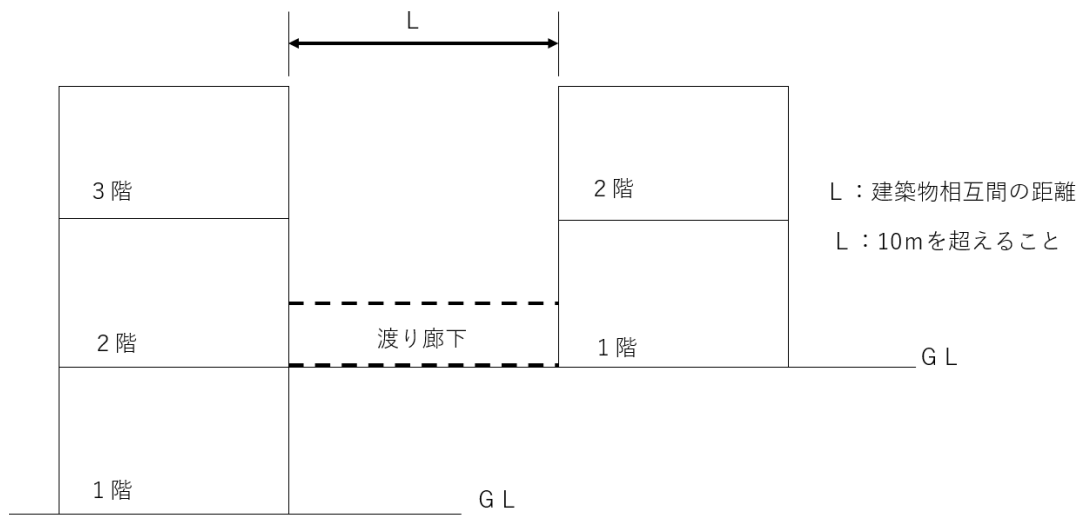
L：建築物相互間の距離

⑤

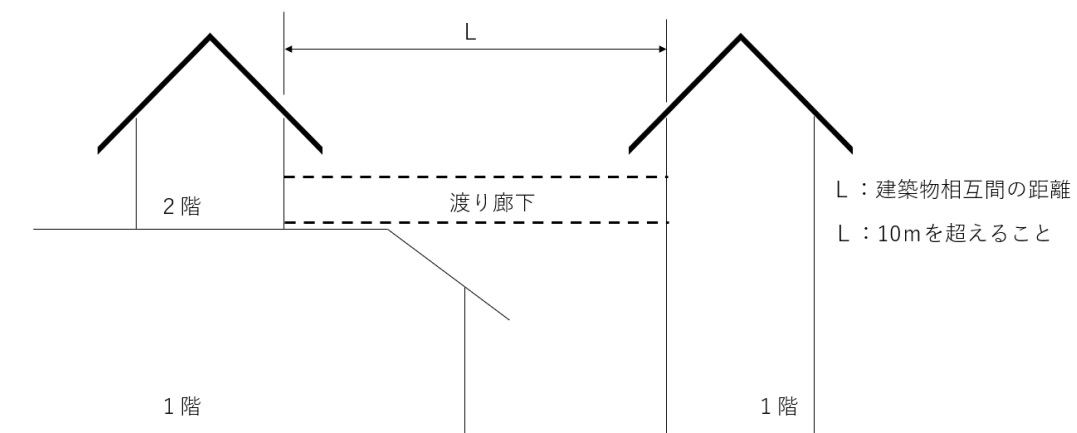


L：建築物相互間の距離

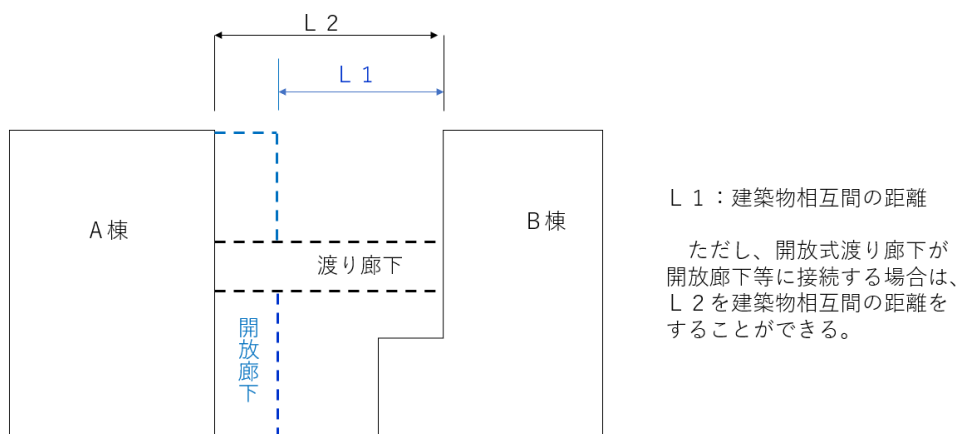
⑥



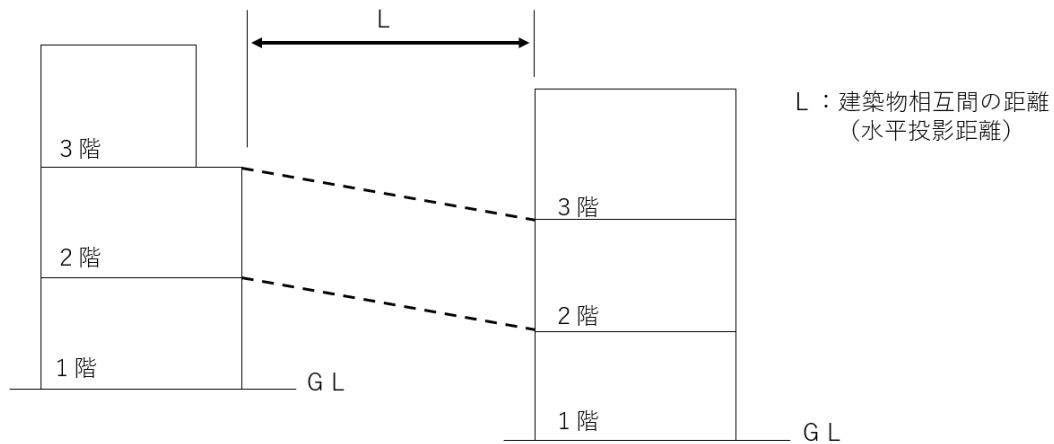
⑦



⑧

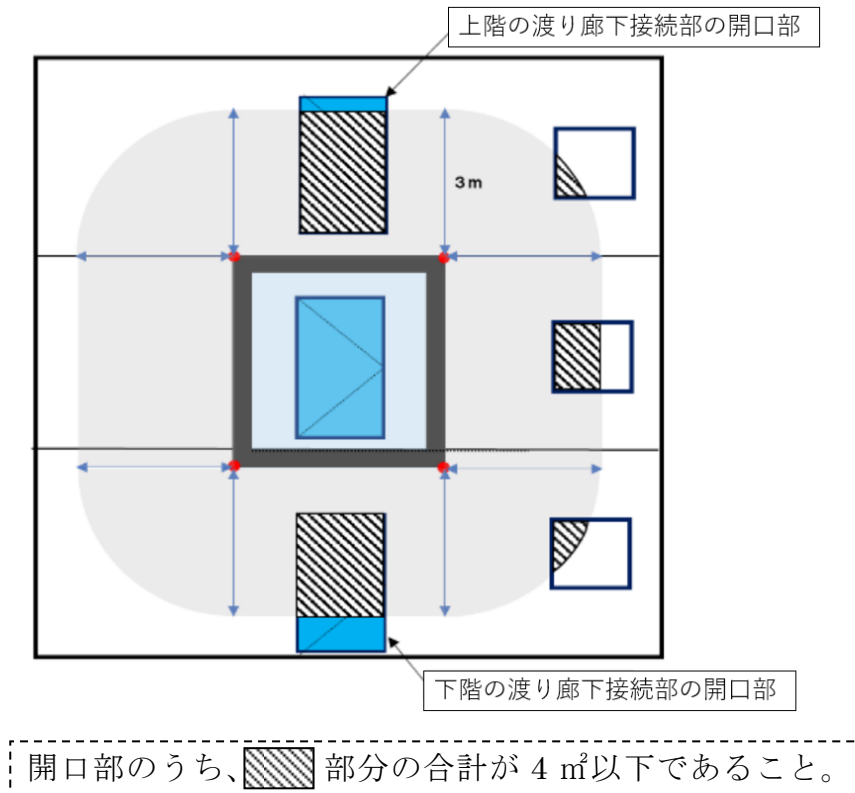


⑨



第6－10図

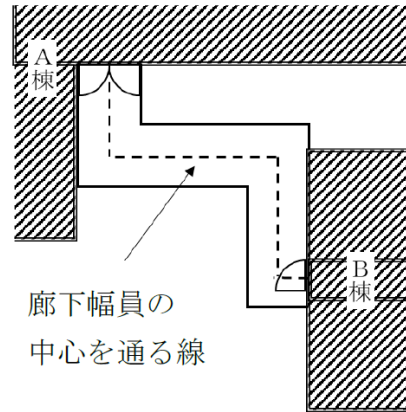
- (ウ) 7号告示第3.2.(1)に規定する「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。」とは、政令第12条第2項の規定の例によりスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備を設置すること。
- (エ) 7号告示第3.2.(2)のかっこ書きにある「当該開口部の面積が4㎡以内」とは、開口部の面積の合計は、接続される建築物ごと、かつ接続される階ごとに算定した場合に4㎡以下であること。(第6－11図参照)



第6－11図

- (オ) 7号告示第3.2.(3)に規定する「渡り廊下は、直接外気に開放されているもの」とは、次によること。★
- a 建築物との接続部には防火設備が設けられていること。
 - b 直接外気に開放されているものとは、次のいずれかに適合するものをいうこと。
 - (a) 建築物相互間の距離が1m以上であり、かつ廊下の両側面の上部が天井高の1/2以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
 - (b) 建築物相互間の距離が1m以上であり、かつ廊下の片側面の上部が天井高の1/2以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの。
- (カ) 直接外気に開放されているもの以外のものについては、7号告示第3.2.(3).イからハによるほか、次のaからeまでに適合すること。
- a 建築物相互間の距離は1m以上であること。★
 - b 7号告示第3.2.(3).ロに規定する渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積の合計はいずれも4㎡以下であること。
なお、防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建基政令第112条第14項第2号で定める防火戸を設けること。
★
 - c 渡り廊下と建築物の接続部は、出入口の部分を除き、次に適合すること。★
 - (a) 耐火構造又は防火構造の壁で区画されていること。
 - (b) 区画の壁を暖房、冷房、換気若しくは排煙設備の風道（以下、この第3において「風道」という。）が貫通する場合は、区画貫通部又はその直近の箇所には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。ただし、排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ（溶解温度280度以上）の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーとすること。
 - (c) 区画の壁を電気配管、給排水管等が貫通する場合は、建基政令第129条の2の4第1項第7号に適合するものとし、かつ、当該配管等と当該配管等を貫通させるために区画に設ける開口部との隙間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置がされていること。
 - d 7号告示第3.2.(3).ハ.(ロ)に規定する「その両側に渡り廊下の1/3以上の長さ」とは、廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。（第6—12図）

- ※ 渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は、廊下の幅員となるように指導すること。★
 渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から 1.5m 以内とすること。★



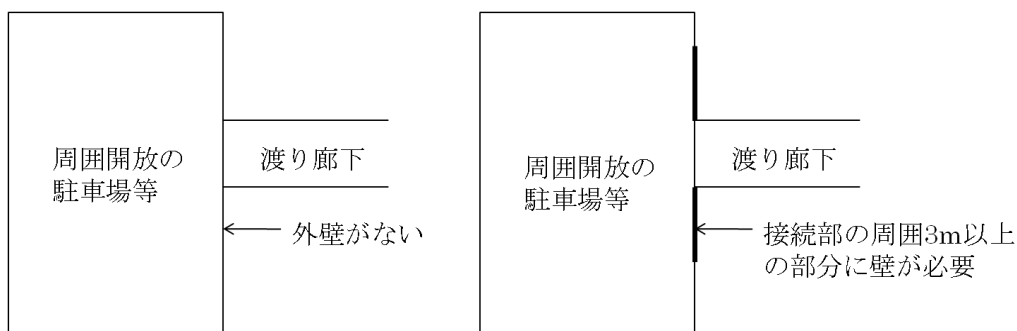
第 6 - 12 図

- e 7 号告示第 3.2.(3).ハ.(ハ)に規定する機械排煙設備にあっては、次によること。★
- (a) 機械排煙設備は次の減圧方式又は加圧方式とすること。★
 減圧方式は、排煙風量が 1 秒間に 6 m^3 以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ 10cm 以上とすること。
 加圧方式は、水柱圧力が 2mm 以上の能力を有するものとする。
 - (b) 排煙設備の非常電源は、第 3 章 第 1 節 第 3 非常電源の基準の例によること。
 なお、この場合、非常電源の種別は省令第 12 条第 1 項第 4 号かつこ書きの規定を適用しないことができるものであること。
- エ 7 号告示第 3.2.(1)に規定する「渡り廊下が接続されている部分」に外壁がないものにあつては、渡り廊下と建築物との接続部に外壁を設けなければならないものとする。(第 6 - 13 図参照) ★
- ただし、7 号告示第 3.2.(3)に規定する「直接外気に開放されているもの」に適合する渡り廊下が、開放廊下又はピロティ（通行以外の用途に供しないものに限る。）等に接続するもので、次の措置が講じられた場合はこの限りでない。(第 6 - 14 図参照)
- (ア) 接続部から 3m 以内の距離にある外壁及び屋根は 7 号告示第 3.2.(1).イ又はロに適合すること。
 - (イ) 前アの外壁及び屋根に開口部を設ける場合は、次に適合すること。
 - a 防火設備が設けられていること。
 - b 接続階にある出入口（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）の面

積の合計は、4 m²以下であること。

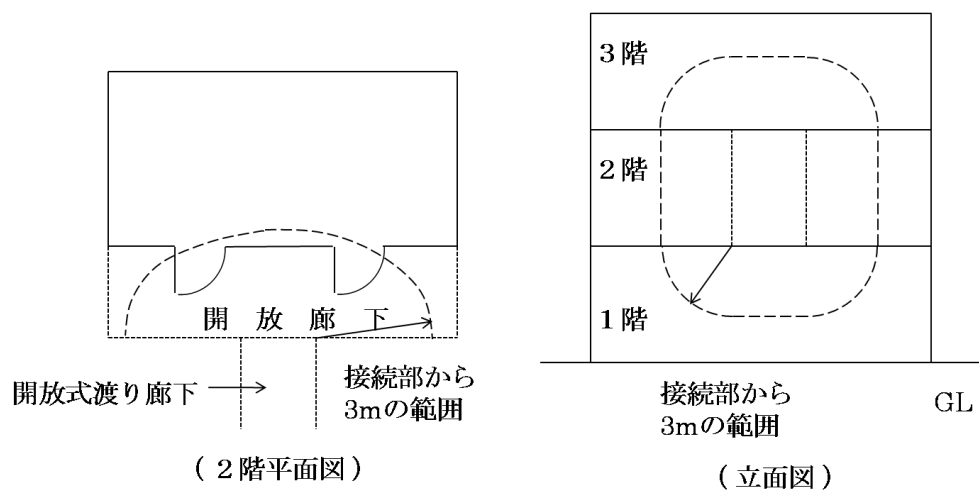
c 前（イ）以外の開口部の面積の合計は、4 m²以下であること。

渡り廊下の接続部が左図のように外壁がないものを本基準に適合させる場合は下図のように接続部の周囲 3m 以上の部分に外壁を設けなければならない

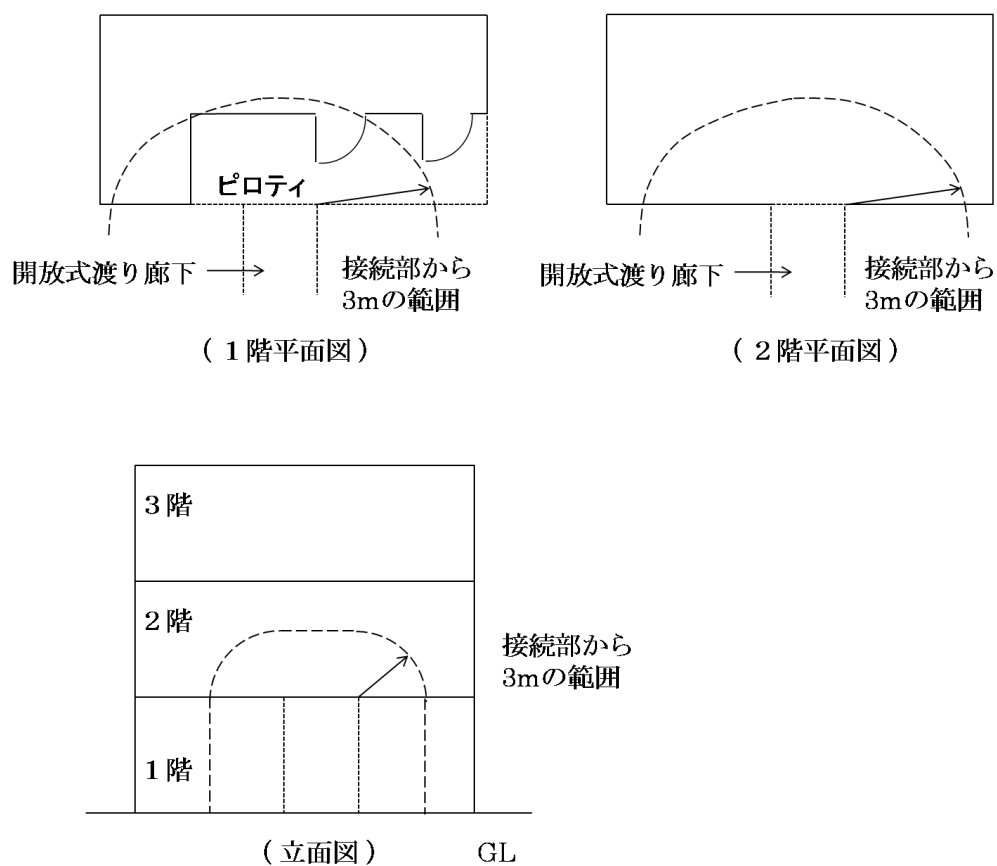


第 6 - 13 図

① 開放式渡り廊下が開放廊下に接続する場合、接続部に外壁を設けず接続部から 3m 以内を措置することにより



- ② 開放式渡り廊下がピロティに接続する場合、接続部に外壁を設けず接続部から 3m 以内を措置することよい

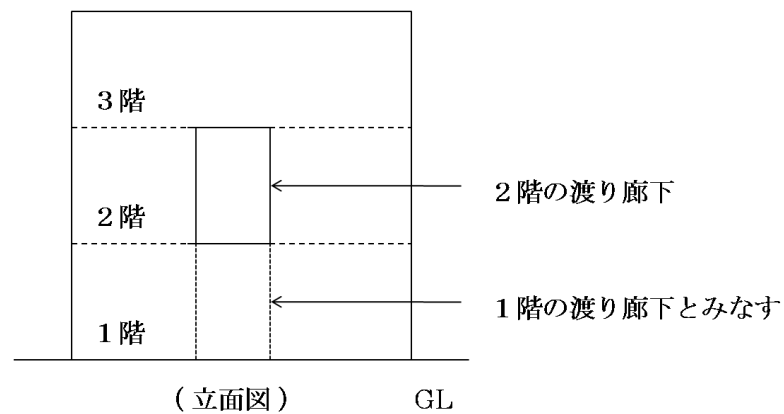


第 6 - 14 図

オ 渡り廊下の下部の地盤面を建築物相互の連絡通路として使用するもの（以下「下部通路」という。）は、当該部分を渡り廊下とみなすこと。（第 6 - 15 図参照）

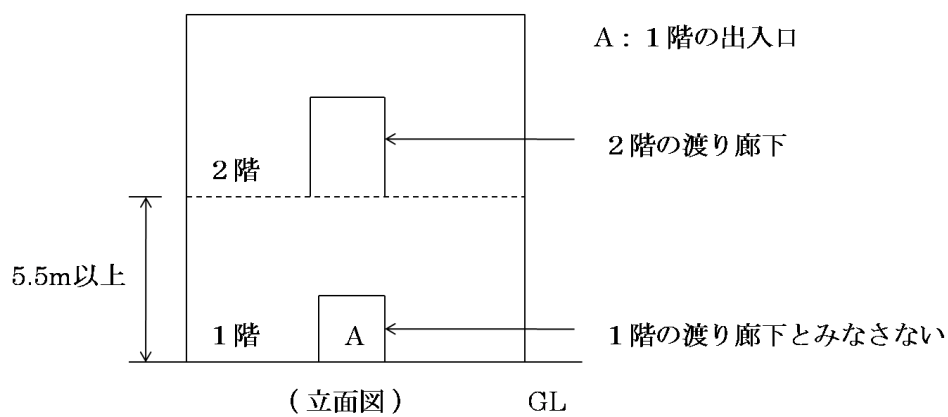
ただし、渡り廊下の下端からその床面（地盤面）までの距離が 5.5m 以上となる下部通路又は渡り廊下より 2 階層以上離れた部分を下部通路として利用するものは、この限りでない。（第 6 - 16 図参照）★

渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するもの

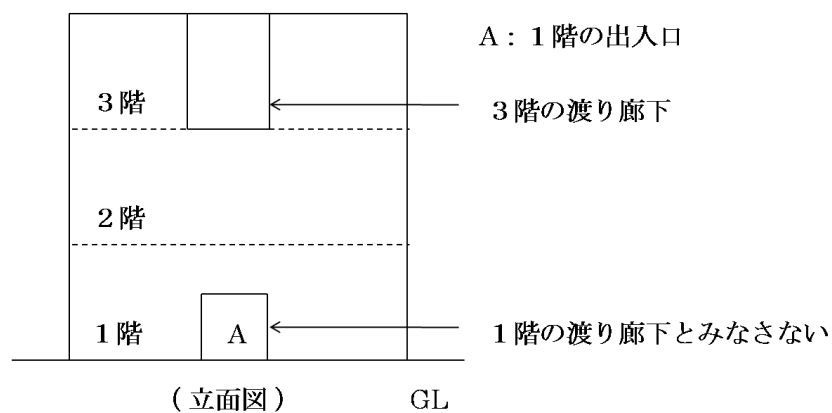


第6-15図

- ① 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から地盤面まで 5.5m 以上離れているもの



- ② 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から2階層以上離れているもの

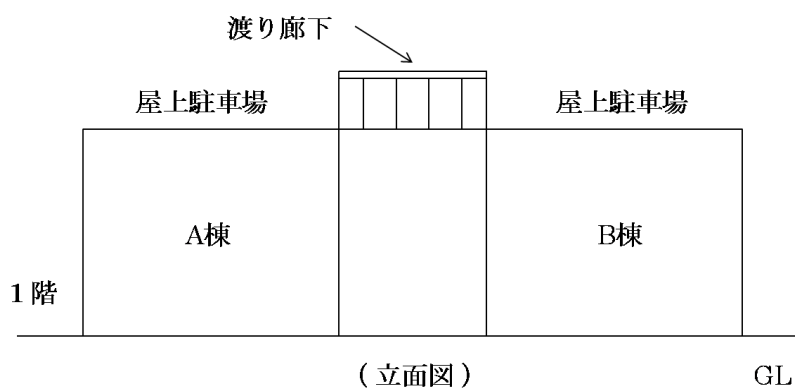


第6-16図

カ 渡り廊下（有効幅員が7号告示第3.1に適合するものに限る。）によって建築物の屋上相互を接続する場合（塔屋等に接続するものを除く。）は、別棟として取り扱う。（第6-17図参照）

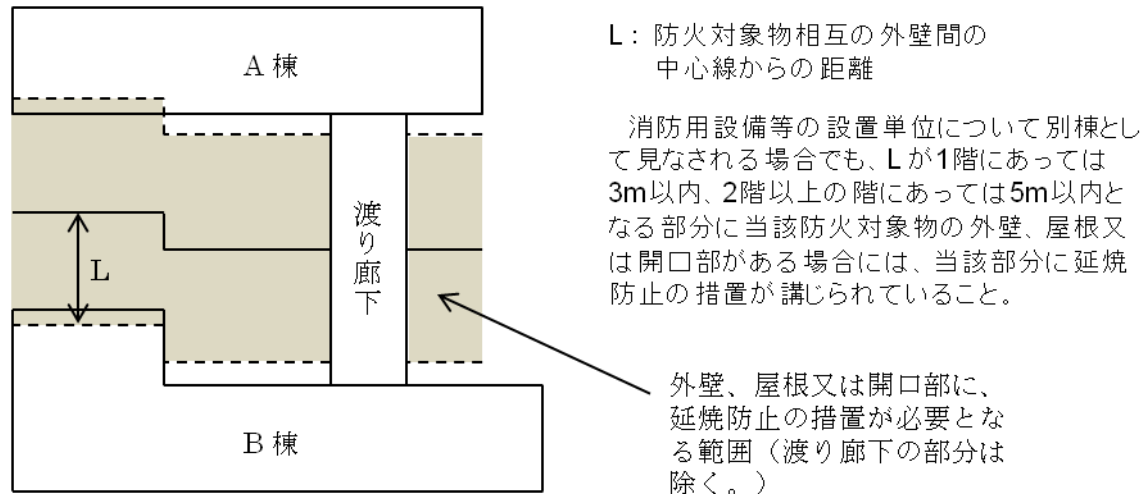
ただし、渡り廊下の下部を通路等使用するものは、前（6）により取り扱う。

渡り廊下によって建築物の屋上相互を接続する場合は、別棟として取り扱う



第6-17図

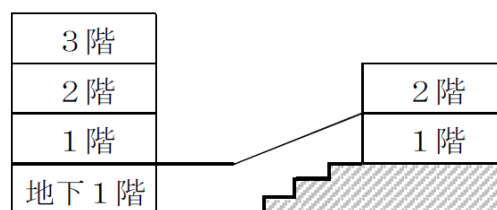
キ 前（１）により、別棟としてみなされた場合でも、建基法上は一の建築物として取り扱われるものにあつては、別棟としてみなされる防火対象物の相互の外壁間の中心線から、１階にあつては 3m 以内、２階にあつては 5m 以内の距離に外壁又は屋根がある場合（渡り廊下の部分は除く。）には、前（１）．ウ．（ア）又は（イ）により当該部分への延焼防止措置が講じられていること。★
 なお、当該部分に開口部を設ける場合は、当該開口部を防火設備とすること。（第 6－18 図参照）



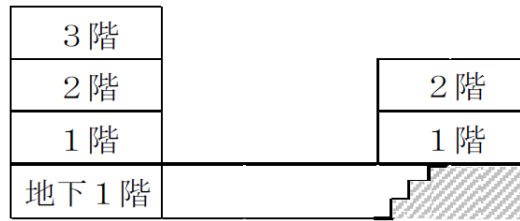
第 6－18 図

（２） 地下連絡路を構成する壁等の基準（7 号告示第 4）

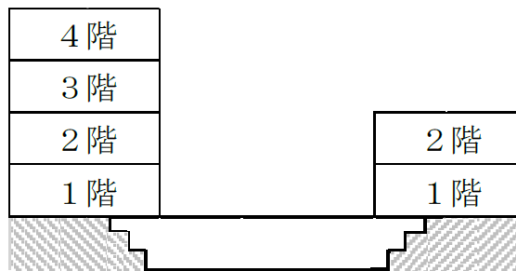
令 8.2 号区画のうち、規則第 5 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げるもので、当該規定に基づく 7 号告示第 4 に規定する地下連絡通路については、当該規定によるほか、次に定めるところにより取り扱う。なお、地下連絡路とは、防火対象物が地下通路により接続されるものが該当するものであること。（第 6－19 図）



地下 1 階と 1 階を接続する場合
 （地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。）



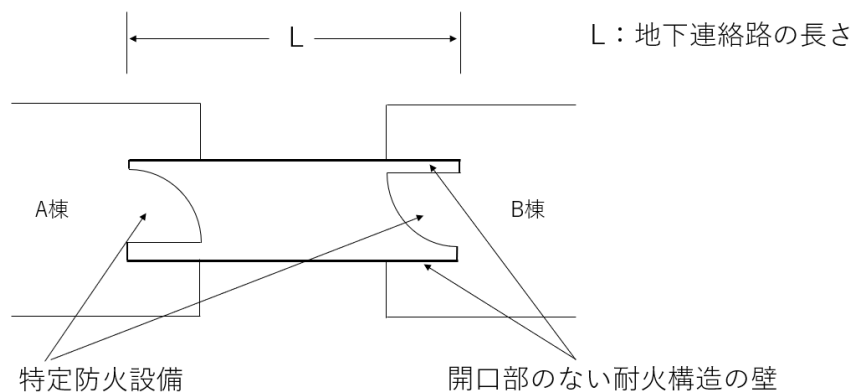
地下1階と1階部分を地下で接続する場合



1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

第6-19図

- ア 7号告示第4.2の地下連絡路の長さは、(地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口(防火戸)相互間の距離をいう。(第6-20図参照)
- イ 7号告示第4.2のただし書きにより、スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さはできるだけ2m以上とするよう指導すること。★



第6-20図

ウ 7号告示第4.3の「出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。」とあるが、当該区画を風道、電気配管、給排水管等が貫通する場合は、前(1)ウ.(オ). c.(c). ②及び③によること。

エ 地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は7号告示第3.2.(3).ハ.(ロ)の規定によることができる。★

(3) 洞道を構成する壁等の基準(7号告示第5)

令8.2号区画のうち、規則第5条の3第2項第2号に掲げるもので、当該規定に基づく7号告示第5に規定する洞道については、当該規定によるほか、次に定めるところにより取り扱う。

ア 7号告示第5.3に規定する「風洞等と当該貫通する部分の隙間を不燃材料で埋めること。」とあるが、当該区画を風道、電気配管、給排水管等が貫通する場合は、前(1)ウ.(オ). c.(c). ②及び③によること。★

イ 7号告示第5.3のただし書きにおいて、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、当該風道と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めるように指導すること。★

(4) 既存防火対象物の取扱い

既存防火対象物(昭和50年3月31日現に接続されているものをいう。)が相互に地下連絡路(公共用のものを除く。)又は渡り廊下(以下この項において「連絡路等」という。)で接続されている場合で、延焼防火上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。

ア 昭和50年3月31日までににおいて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物として取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

イ 連絡路等の構造が7号告示第4に適合する場合は、7号告示第4.4中「4㎡」とあるのを「8㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

ウ 連絡路等の構造が7号告示第4に適合し、かつ、連絡路等の長さが10m以上である場合は、7号告示第4.4中「4㎡」とあるのを「8㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

(5) 政令第8条第2号の規定について、省令第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」(以下「渡り廊下等の壁等」という。)により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に

適合させること。

なお、原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取り扱いとすることができる。◆①

- (6) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。◆⑤

ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。

ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の範囲に存しないこと。

3 省令第12条の2の区画

省令第12条の2第1号及び同条第2号に規定する区画（以下この項において「区画」という。）については、それぞれ次によること。

(1) 区画に用いる壁及び床の構造は、それぞれ次のア又はイによること。

ア 省令第12条の2第1号の区画（以下この項において「1号区画」という。）は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。

イ 省令第12条の2第2号（以下この項において「2号区画」という。）の区画は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

(2) 区画は2以上の階にわたらないこと。

(3) 区画を配管が貫通する場合は、次によること。★

ア 配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ、又はハの規定の例により措置すること。

この場合、同号ハに規定する防火区画等を貫通する配管に求められる性能は、それぞれ次の（ア）又は（イ）によること。

(ア) 1号区画を貫通する配管にあつては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの

(イ) 2号区画を貫通する配管にあつては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの

イ 区画貫通部分は、モルタル等の不燃材料により完全に埋め戻す等の措置を講じること。

(4) 区画を風道が貫通する場合は、次によること。★

ア 区画貫通部又はその直近の箇所には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかの措置を講じたものにあつてはこの限りでない。

(ア) 直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面する外壁面に設ける換気口で、防火設備を設置したもの

(イ) 排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ（溶解温度280度）の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーを設けたもの

イ 前アにかかわらず、ダクトスペースに貫通する換気設備の風道のうち、「防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件」（平成12年建設省告示第1376号）に適合するものは、区画がなされているものとみなす。

ウ 風道の区画貫通部は、省令第12条の2第1号ハ及び第2号ハに規定する開口部として取り扱うこと。

4 省令第13条の区画

省令第13条第1項及び同条第2項に規定する区画（以下この項において「区画」という。）については、前3.（2）及び（4）を準用するほか、次によること。

- （1） 区画に用いる壁及び床の構造は、それぞれ次のア又はイによること。

ア 省令第13条第1項第1号（以下この項において「1項1号区画」という。）の区画は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。

ただし、3階以上の階に政令別表第1(6)項ロ又はハ（以下この項において「福祉施設等」という。）に掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

イ 省令第13条第1項第1号の2区画（以下この項において「1項1号の2区画」という。）及び省令第13条第2項（以下この項において「2項区画」という。）の区画は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

- （2） 1項1号区画は、福祉施設等内（1項1号の2区画については政令別表第1(5)項イ及びロ並びに福祉施設等内）の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等というところの住戸の単位で区画することで足りること。

- （3） 区画を配管が貫通する場合は、前3.（3）.イによるほか、当該配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハの規定の例により措置すること。★

この場合、同号ハに規定する防火区画等を貫通する配管に求められる性能は、それぞれ次のア又はイによること。

ア 1項1号区画を貫通する配管にあっては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（3階以上の階に福祉施設等が存する場合にあっては60分間）区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

イ 1項1号の2区画及び2項区画を貫通する配管にあっては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

- （4） 2項区画をエレベーター昇降路の部分で行う場合にあっては、当該エレベーター昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること。（直接外気に開放されているものを除く。）この場合において、当該エレベーターの出入口の面積をもって省令第13条第2項第1号ロに係る開口部の面積を算定すること。

ア 耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。

イ 前アの特定防火設備である防火戸は、省令第13条第2項第1号ハに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。

- （5） 省令第13条第2項第2号の区画を行う廊下に面して設けられた便所等の出入口で、次に掲げるものについては、同条の規定にかかわらず当該開口部に特定防火設備である防火戸の設置を要しない。

ア すべて不燃材料で造られた便所又は防火戸により区画された便所

イ 電気式の給湯設備又は電磁調理器以外の器具（電気又はガスコンロ）等が設置されていない給湯室で、防火戸が設けられたもの

5 省令第28条の2及び複合型居住施設用自火報に係る区画

- (1) 省令第28条の2第1項第4号及び同条第2項第3号並びに複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年2月5日総務省令第7号）第3条第3項に規定する区画については、前3.(2)及び(4)並びに前4.(1).ア、(2)及び(3).アを準用すること。
- (2) 省令第28条の2第1項第4号の2及び同条第2項第3号の2に規定する区画については、前3.(2)及び(4)並びに前4.(1).イ、(2)及び(3).イを準用すること。

6 省令第30条の2の区画

省令第30条の2に規定する区画（以下この項において「区画」という。）については、前3.(1).イ、(3).ア.(イ)及びイを準用するほか、次によること。

- (1) 区画は2以上の階にわたらないこと。ただし、区画のうち階段については、地階の階段部分と地上の階段部分とは区画を要しない。
- (2) 区画を風道が貫通する場合は、次によること★。
 - ア 区画貫通部には、防火設備を設けること。ただし、前3.(4).イに該当するものは除く。
 - イ 排煙設備の風道が貫通する場合は、前3.(4).ア.(イ)によること。

7 条例第65条第1項第2号の区画

条例第65条第1項第2号に規定する区画（以下この項において「区画」という。）については、前3.(1).イ、(3).ア.(イ)及びイを準用するほか、次によること。

- (1) 1の防火対象物で100㎡以内ごとの区画と200㎡以内ごとの区画が存在しても支障がないものとする。
- (2) 区画を風道が貫通する場合は、前6.(2)によること。

8 その他

令8.1号区画及び共住区画を貫通する配管等（性能評定品に限る。）には、次に示す表示を付することができる。

表示方法は、次の方法として申請者が任意に選択するものとする。複数選択も可とする。

- (1) 配管等（管及び区画貫通部防火キットをいう。）に個々へ次の評定マークを貼付する。



直径：15mm

下地：銀 色

文字：赤 色

(2) 管に限り次の仕様により表示を印刷する。

ア 長さ 3m 以内又は 1 本ごとに一箇所表示する。

イ 表示は、次によるが大きさ及び色は任意とする。



又は



(3) 防火対象物に性能評価を行ったものである旨の評価一括マークを表示する。

一の防火対象物に複数の性能評価品が使用される場合、それぞれの性能評価品ごとに表示する。

○ 平成 19 年 3 月 31 日まで

区画貫通配管・施工方法等	
評価番号	評 7-〇〇〇号-〇〇
	

大きさ : 90mm×90mm

材 質 : アルミプレート

下 地 : 銀 色

文 字 : 赤 色

評価番号 : 刻 印

○ 平成 19 年 4 月 1 日から

区画貫通配管・施工方法等	
評価番号	KK〇〇-〇〇〇-〇〇号
	

(共住区画の場合)

区画貫通配管・施工方法等	
評価番号	RK〇〇-〇〇〇-〇〇号
	

(令 8.1 号区画の場合)

- ◆① 「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（令和 6 年 3 月 29 日消防第 155 号）
- ◆② 「令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（平成 19 年 10 月 5 日消防予第 344 号、令和 6 年 3 月 29 日消防予第 156 号最終改正）
- ◆③ 「増築部分が令 8 条の区画に該当するか」（昭和 55 年 3 月 12 日消防予第 37 号）